

令和2年7月豪雨災害からの安心安全な生活の再建等を図るため、災害リスクの低い場所への住宅移転又はすまいの安全対策に対し補助金を交付します。

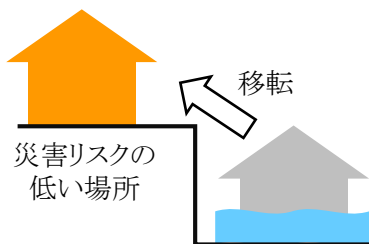
【補助対象者】

次に掲げる要件をすべて満たす方が対象となります。

- 村内で自力再建を行うこと
- 自宅が被災し本村から罹災証明の交付を受けていること
- 移転再建を行う場合は、再建前の土地に建物が残るときは、当該建物を居住の用に供しないこと
- 再建後の住宅に5年以上居住すること
- 村税の滞納がないこと
- 相良村暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団員でないこと。

【補助対象経費】

① 移転再建の場合



(補助対象経費)

- ・新たな住宅の建設及び購入に要する費用、移転先の土地購入に要する経費 (②の安全対策に要する経費を含む)
- ・建築確認等手続き費用、登記費用、火災保険加入料並びに住宅の建設及び購入に附帯して要する経費
- ・被災した住宅等の除却及び動産移転並びに仮住居に要する経費

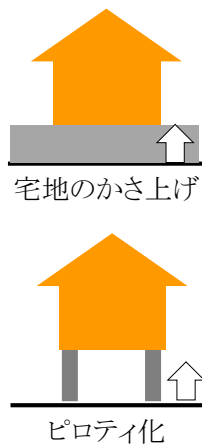
※移転先は、土砂災害特別警戒区域外とする。

※罹災証明の損害程度は、半壊以上とする。

(補助金の額)

- ① 浸水想定区域(L2)及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)外への移転 上限:300万円
- ② 浸水想定区域(L2)内及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)外かつ令和2年7月豪雨時に浸水しなかった場所への移転 上限:200万円

② 現地再建の場合 (安全対策)



(補助対象経費)

水の流入を防ぐための対策

- ・宅地及び家屋のかさ上げ
- ・家屋のピロティ化 (建物の2階以上を部屋とし1階部分を柱だけの吹き放しの空間とすること)
- ・止水版の設置
- ・屋根に逃げるための天窓付きロフト等の設置

土砂の流入を防ぐための対策

- ・建物の構造の強化
- ・防護壁の設置

※罹災証明の損害程度は、一部損壊以上とする。

(補助金の額) 安全対策を行った場合 上限:150万円

○令和2年7月4日以降に実施されたものから適用されます。

○詳細は、別途「相良村すまいの安全確保支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。

相良村すまいの安全確保支援事業 補助金交付手続きの流れ

申請書の提出

提出時期	移転再建及び現地再建（安全対策）実施後、原則 1 箇月以内
提出書類	① 補助金交付申請書（様式第 1 号） ② 事業報告書（様式第 2 号） ③ 再建前の住宅の位置図、配置図、平面図、現況写真 ④ 生計を一にする世帯全員の住民票の写し ⑤ 罹災証明の写し ⑥ 移転再建、現地再建（安全対策）に要した費用を証する書類 →見積書、契約書、領収証等の写し ⑦ 再建後の住宅の土地及び建物の登記事項証明書の写し（移転再建の場合） ⑧ 確認書（様式第 3 号） →浸水想定区域内での移転再建及び現地再建の場合 ⑨ 再建前住宅跡地管理誓約書（様式第 4 号） →移転再建の場合 ⑩ 建築基準法第 7 条第 5 項により交付される検査済証の写し →移転再建の場合 ⑪ 安全対策箇所の写真（施工前後） →現地再建（安全対策）の場合 ⑫ その他村長が必要と認めるもの
提出先	相良村役場 総務課 企画復興係
事前相談	事業実施前に補助対象となるかの事前相談も随時受付けています。

書類審査、補助金交付決定（却下）通知の送付
※必要に応じ現地確認（検査）を行います。

交付決定があった場合は、補助金請求書の提出

補助金の交付（申請者の指定口座へ振込み）

申請書等は総務課に取りに来ていただくか、
相良村ホームページにてダウンロードすることも可能です。